

香川県公共交通事業者自動車運転手確保支援事業費補助金の概要

令和6年6月5日

1 事業の目的

県内の交通事業者自動車運転手を確保するため、バス事業者やタクシー事業者が実施する事業に要する経費について、補助金を交付するもの。

2 補助対象事業者

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 次のいずれかに該当する事業者であること。

ア バス事業者・・・道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの

イ タクシー事業者・・・道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの

(2) 交付申請時及び実績報告時に(1)に該当する事業を休止し、又は廃止していないこと。

3 補助対象事業及び補助対象経費

補助対象となる事業は、事業者区分ごとに、以下のとおりとする。

事業者区分	補助対象事業
バス事業者	(1) 大型二種免許取得支援事業 (2) 広報活動支援事業
タクシー事業者	(1) 普通二種免許取得支援事業 (2) 広報活動支援事業

それぞれの補助対象事業について、具体的に補助対象となる経費は以下のとおり。

なお、実績報告の際、運転免許証の写しや成果物等を提出するものとする。

(1) 大型（普通）二種免許取得支援事業

旅客自動車運送事業者が負担した従業員の大型又は普通二種免許取得に係る経費

- ・ 入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料 等

(2) 広報活動支援事業

公共交通事業者自動車運転手を確保するために旅客自動車運送事業者が実施した広報活動に係る経費

- ・ 就職説明会、運転体験会等の自動車運転手採用イベントを開催するために必要な会場の借上費、広報資料作成費、交通費 等
- ・ 他団体等が主催する自動車運転手就職イベントへの参加費、広報資料作成費、交通費 等
- ・ 各種メディアを活用した求人広告費用 等

※ 国、地方公共団体等が実施する他の補助金の交付を受ける事業については、補助対象経費から当該他の補助金の額を除いた額を補助対象経費とする。

※以下のものは、補助対象経費に含めることができない。

- ・ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・ 以下に該当する経費
 - ① 直接人件費
 - ② 租税公課、減価償却費、一般管理費
 - ③ 物品やサービスなどの支払先や支払内容が確認できない（領収書、レシート等がない）経費
 - ④ 免許取得に係る交通費及び宿泊費並びに検定不合格による追加費用（補習費用、再検定費用等）
 - ⑤ 交付決定前に実施した事業の経費（ただし、令和6年4月1日以降に実施した事業について、領収書等で確認できた場合は、補助対象とする。）
- ・ その他、公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費

4 補助金の算出方法

下記の補助上限額と補助対象経費の総額のいずれか低い額とする。

事業者区分	補助上限額
バス事業者	・ 大型二種免許取得支援 100,000 円／人
	・ 広報活動支援 100,000 円／事業者
タクシー事業者	・ 普通二種免許取得支援 50,000 円／人
	・ 広報活動支援 50,000 円／事業者

※補助上限額の方が低い場合であっても、予算の範囲内において補助金を交付するため、申請状況によっては、補助上限額を下回る場合がある。

5 申請手続き

○申請の受付期間

受付期間：令和6年6月5日（水）から令和6年8月2日（金）まで＜消印有効＞

交付決定：令和6年8月下旬（予定）

○申請に必要な書類等

交付申請書、誓約書等の様式は、下記の県のホームページからダウンロードしてください。

【香川県ホームページ】

香川県トップページ > 社会基盤 > 道路・交通・空港 > 交通政策

「香川県公共交通事業者自動車運転手確保支援事業費補助事業について」

○添付書類

- ・ 補助金交付要綱第3条第1号の事業を営んでいることを証明する書類（許可書の写し等）

- ・ 誓約書
- ・ 直近 1 か月以内に発行された県税の納税証明書（完納証明書）
- ・ その他、知事が必要と認める書類

○受付方法

申請書類は、申請先（問合せ先）宛てに提出してください。

【申請先（問合せ先）】

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10 香川県庁舎東館 5 階

香川県交流推進部交通政策課 総合交通グループ

TEL:087-832-3131 FAX:087-831-9606 e-mail:kotsu@pref.kagawa.lg.jp

業務時間：8：30～12：00、13：00～17：15

（土・日・祝日の閉庁日を除く。）

6 交付決定

県は提出された補助金交付申請書の内容を審査し、適切であると認めるときは、「補助金交付決定通知書（様式第 2 号）」を送付します。

7 交付決定後の注意事項

補助の対象となる事業は、令和 6 年 4 月 1 日（月）以降に実施した事業のみです。

8 実績報告

県からの交付決定を受けた後、事業が完了した場合には、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 7 年 3 月 7 日（金）のいずれか早い日までに、「事業完了実績報告書（様式第 7 号）」を提出してください。

9 補助金の交付

補助金の支払いは、補助金実績報告書に基づき、実施された事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、請求書を提出していただく必要があります。

10 注意事項

事業の実施に当たっては、補助金交付要綱を十分ご確認ください。